

三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人国民健康保険中央会が構築したケアプランデータ連携システム（以下「ケアプランデータ連携システム」という。）の導入に要する費用を補助することにより、三鷹市（以下「市」という。）内の介護サービス事業所における業務負担軽減及び生産性向上を実現し、もって人財の確保・定着に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定された、ケアプランデータ連携システムのデータ連携対象となる市内の介護サービス事業所（以下「事業所」という。）を運営している介護事業者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費のうち、当該補助金の交付申請をする年度（以下「申請年度」という。）中に係る経費のみを対象とし、市長が定める実績報告の日までに契約、導入及び支払がいずれも完了したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は、補助対象経費から除外する。

- (1) 国、他の自治体又は市が実施するその他の補助を受けているもの
- (2) 消費税及び地方消費税相当額
- (3) 振込手数料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内で、次に定める方法により算出した額とする。

- (1) 別表に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を選定する。

(2) 前号の規定により選定された額に別表に定める補助率を乗じた額と同表に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、事業所ごとに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) ケアプランデータ連携システム導入計画書（様式第2号）

(3) 導入予定の機器等（介護ソフトウェア、パソコン等をいう。以下同じ。）の見積書又は導入した機器等の契約書若しくは発注書の写し（内訳明細が確認できるもの）

(4) 導入予定の機器等又は導入した機器等の仕様等が確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金を交付することを決定し、三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果により、補助金を交付しないことと決定したときは、三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、理由を付して申請者に通知する。

3 前2項の規定による決定に通常要する標準的な期間は、14日とする。

4 市長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長が

別に定める日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金実績報告書（様式第5号）
- (2) 三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金実績額内訳書（様式第5号別紙）
- (3) 前号の実績額内訳書に記載された補助対象経費が支払済みであることを証する書類の写し
- (4) 導入した機器等の写真等
- (5) ケアプランデータ連携システムを利用していることが確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の額を確定し、三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、補助金の額の確定を受けたときは、速やかに市長に請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（調査等）

第10条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したと

き。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、当該補助事業者
三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付決定取消通知書
(様式第7号)により通知する。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、
既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができ
る。

(違約加算金及び延滞金)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金の交付を
受けた補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に
応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間について
は、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金
(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を納付させなければなら
ない。

- 2 市長は、補助金の返還を命じた場合において、補助金の交付を受けた補助事業
者がこれを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの
日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金
(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を納付させなければなら
ない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日
当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第14条 前条第1項の規定により市長が違約加算金の納付を命じた場合において、
補助金の交付を受けた補助事業者の納付した金額が、返還を命じた補助金の額に
達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に優先的に充てる
ものとする。

(延滞金の計算)

第15条 第13条第2項の規定により市長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金等の一時停止等)

第16条 市長は、補助金の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第17条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(財産処分による収入の納付)

第18条 前条の規定による市長の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は当該補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(財産の管理義務)

第19条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならない。

(書類の保存)

第20条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象経費に係る収入及び支出を記載した帳簿並びに領収書等を当該補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	条件	基準額	補助率
ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフトウェア、パソコン等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランデータ連携システムの利用を開始予定(※)又は開始していること。 (※)利用開始予定で申請する場合は、実績報告書等の提出期限までに、同システムに加入すること。 ・ケアプランデータ連携システムの継続的な活用を予定していること。 ・他の制度による補助金の交付を受けていない又は受けようとしていないこと。 	1事業所 当たり 15万円	10分の10

<p>(1) ケアプランデータ連携システム活用のための介護ソフトウェア導入経費（ソフトウェア購入費、ソフトウェア使用料）</p>	<p>(1)における条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請年度において、ケアプランデータ連携システムを利用するために、ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフトウェアの新規導入又は変更を行うこと。 ・ソフトウェア使用にかかる経費が月額使用料である場合又は複数年契約を一括払いする場合は、申請年度に契約及び支払いが完了する経費であること。 	
<p>(2) ケアプランデータ連携システム活用のためのパソコン等のハードウェアの購入、設置費等 （補助額のうちこの要綱で補助する情報端末（パソコン、タブレット等）については、1台当たりの補助額は10万円以内とする。）</p>	<p>(2)における条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請年度において、ケアプランデータ連携システム専用端末として使用するために購入するパソコン等のハードウェアであること。 	